# 全国出荷者証明(羊・ラム) および運送状 第1版 2004年3月

PART A	/ラムσ	)所有者または羊/	ラムの取扱い責 <sup>ん</sup>	任者が記入すること。				
羊/ラムの所有	有者:							
移動を開始した農場/場所:								
農場のPIC番	号: _							
羊/ラムの詳 細	頭数	詳細(品種、性別、種類)	毛刈りした月	ブランド、耳標、PIC(上記と異なる場合)	耳印(ついている場合、または要求される場合)			
移動前に給餌・給水をしなかった時間: 荷受先: 羊/ラムの目的地(上記と異なる場合):								
この移動に関連する他の法定書類の詳細(健康証明書など)								
書類の種類			番号	発行元	有効期限			
PART B 羊/ラムの取扱い責任者が記入すること。								
① 出荷された羊/ラムを供給した農場は、フロックケア・プログラムの認定を受けていますか?								
	□はい(ブログラム名) □いいえ 認定番号							
② 出荷されたすべての羊/ラムは、断尾の際、または販売提示の14日以上前にスキャビー・マウス・ワクチンの投与を受けましたか?								
口はい 口い	いえ	□わからない						
③ これらの羊/ラムは、この出荷者の牧場で生まれ、飼育されましたか? □はい □いいえ □わからない いいえの場合、どれぐらい以前に入荷、あるいは購入しましたか? (複数時期の購入の場合、一番最近の購入時期を記入してください)								
□2ヶ月以内		2~6ヶ月前 [	]6~12ヶ月前	□12ヶ月以上前				
		ムの中で、動物薬 含まれていますが		質の休薬期間(WHP)、ある	いは輸出向けと畜保留期間(ES			
□はい □い	いえ[	□わからない	はいの場合、詳	細を記入(Q7に追加の詳細	を記載すること)			
薬品名		投与	įΒ	WHP	ESI(設定されたもの)			
		ムの中で、過去6 草などを食べた羊			すで飼養された、または放牧の際			
□はい □い	いえ[	□わからない	はいの場合、詳維	曲を記入				
苯品名		数者	5 A	WHP 最初に絵餌 <i>t-</i> 日	<b>絵餌を中止」た日</b>			

⑥ 出荷された羊/ラムの中で、獣脂またはゼラチンを含む飼料を与えられたものはいますか?□はい □いいえ □わからない

<ul><li>① 追加情報を以下に記入してください</li><li>例: ワクチン・プログラム、家畜健</li></ul>	-	月書など	
<u>PART C</u> 羊/ラムの所有者または羊/ラ	がムの取扱い責任者	が記入すること。	
私 (名前) (住所) は、売主としてある 記載された情報が真実で正確であるこ。 この証明書を全国出荷者証明書(NVD)として使用しない場	とを証明します。		として、この証明書のPart Aに
また、出荷された羊/ラムの飼育に責任			
こと。且つ、全ての質問を読んで理解し 準州の法律に違反する動物性飼料(肉・			該証明書にある羊/ラムに州・
署名: *上記に名前が明記された者のみがこの証明書に署名、また	日付:	電話番号:	
PART D     輸送時の羊/ラムの取扱い責       輸送開始日:     / /	: (am/pm)	■ ■転手の免許証番号:	
車両登録番号: <u>私 (名前)</u> は、輸送時の羊/ラムの取扱正確であることを証明します。			Dに記載された情報が真実で
署名: *複数のトラックで輸送する場合は、他の車両登録番号も記	<b>日付:</b> <sup>録すること</sup>	電話番号: _	
PART E 家畜競売証明			
販売業者と購買者との合意により、Part低2年間(西オーストラリア州では3年間)			
出荷者コード:	f	大理店コード:	
販売代理店(家畜商)名:			
購買者名:			
購入頭数:		家畜市場着荷時刻:	<u></u> 時 分
署名:		日付:	

# 全国出荷者証明書(NVD)および運送状(羊・ラム) - 説明書

#### 背景

全国出荷者証明書(NVD)は、豪州の羊・ラム肉産業の食品安全と製品の完全性を保証する一翼を担っています。

運送状はオーストラリア首都特別地域(ACT)、ノーザン・テリトリー(NT)、ニューサウスウェールズ州(NSW)、クィーンズランド州(QLD)および西オーストラリア州(WA)で羊やラム(または他の家畜)を移動する際に必要となります。このNVDおよび運送状は上記の州・地域で羊やラムを移動する際にのみ必要となり、運送状を要求されない他の州においては、Part Dへの記入は任意となります。

この証明書はNVDの部分を使用せず、運送状としても使用することができます。その場合はPart Bの記入はせず、Part Cの第2段落は削除されます。単独の運送状は引き続き行政当局から入手可能であり、運送状のみが要求される場合にはそれを使用してください。

生産者は、羊やラムを出荷するときにはこの証明書で自らの羊やラムに自信をもって出荷することができ、羊やラムを購入する際にその羊やラムに関する確かな情報を入手することができます。

# 全般

証明書への記入は正確に答える必要があります。虚偽や誤解を招くような記述に対しては、刑事訴追や民事上の追及を受ける場合があります。購入した家畜に将来問題が起こったとしても、購入時に添付された出荷者証明により事実を証明することができます。

出荷者証明に記された情報に基づいて要求・実施される 残留物検査の費用は、業界として積み立てられた基金を 背景とした検査以外は、すべて商業ベースで出荷者と購 入者の間で負担区分が決められます。

この証明書は3枚綴りです。

- 原本は羊やラムの購入者または出荷先に渡される。 Part Eに記入した家畜商は、この証明書の原本を最 低2年間(西オーストラリア州では3年間)保管し、購買 者の要望に応じて写しを提供しなくてはならない。
- 1枚目の複写は羊やラムの輸送者がPart Bの記入を し、保管する。この複写はNTでは家畜チーフ・インス ペクターに、ACTでは家畜コントローラーに送られ る。
- 2枚目の複写は出荷者の記録として冊子の中に残し、2年間(WAでは3年間)保管する。

#### Part A

Part Aは羊やラムの所有者または取扱い責任者のみが 記入できます。

## 移動を開始する農場/場所の住所およびPIC

移動を開始した農場/場所の住所とPIC(印刷されていない場合)は、羊やラムがそこに滞在した期間に関わらず

必ず記入してください。農場のPICがすでに印刷されているNVDおよび運送状は、羊やラムがその農場から移動する時にのみ使用できます。

移動を開始する際、トラックに載せるためだけに他の農場の土地に羊やラムが歩いていった場合は、積載場所についての記載はせず、羊やラムが最後に飼養された農場のPICを記入してください。

新しいNVDおよび運送状は、羊やラムを購入または新しい農場に移動し、その後家畜市場、と畜場または他の場所に移動する際に必ず記入しなくてはいけません。

#### 農場識別番号(PIC)

農場識別番号(PIC)は、州/テリトリー政府が発行する、 貴方の羊農場に割り当てられた現在の農場番号です。 PICは、牛を出荷する際に識別するために使うテールタ グに番号が印刷されているため、農場の「テールタグ番 号」として広く知られています。西オーストラリア州では、 PICの代わりに所有者のブランド(焼印)が使われることも あります。

# 羊およびラムの識別

羊およびラムの識別により、生体とこのフォームに記入された情報とをはっきりとリンクすることができます。

耳標の取り付け、耳刻(耳の一部分を切り取ること)、入れ墨または鼻や頭にマーカーで印をつけることなどが識別の目的で使われることがあります。羊およびラムの胴体に出荷の直前に焼印をつけることは、勧められません。そのような印は羊の皮膚から完全に取り除くことができないこともあるからです。

羊肉業界では現在羊の全国家畜識別制度の導入を検 討しています。このシステムは近年中に使用可能となり ます。

## その他の法定書類の詳細

移動に関するその他の書類(許可証、家畜の健康証明書、家畜の健康説明書、その他羊やラムの追加説明など)は、それぞれの用紙にNVDの通し番号と共に「NVDおよび運送状の添付書類」と表記しなくてはなりません。これら追加の書類は、NVDの原本および複写にそれぞれ添付しなくてはいけません。

## Part B

#### フロックケア・プログラム認定(質問①)

フロックケアは農場における品質保証プログラムで、生産者が顧客の品質に対する期待に副えるよう、また、この証明書に書かれた内容を裏付けできるように構築されました。

フロックケアの詳細に関しては、州の農場機関またはオズ・ミートに連絡してください。

#### スキャビー・マウス・ワクチン(質問②)

スキャビー・マウスは羊およびラムのウィルス性の疾病で、生体に短期間の症状が出ますが、通常は約3週間で完全に回復します。通常、回復後には一生を通じての免疫ができます。

いくつかの羊およびラムの生体市場の要求を満たすために、ウィルスに対する免疫が必要です。これら市場に向けて羊およびラムが食用に適することを証明するため、販売提示の14日以上前にスキャビー・マウス・ワクチンの投与が必要となります。

#### 獣医薬品および化学物質(質問④)

経口、接種または噴霧・薬浴など皮膚に投与される抗生物質、ワクチン、ぜん虫および外用殺虫剤について、詳細を記入してください。ただし、ビタミン、ミネラルは含まれません。

一般的に使われる獣医薬品の輸出向けと畜保留期間 (ESI)及び休薬期間(WHP)それぞれの基準は右の表にあります。

ESIは投薬後、輸出向けとしてと畜処理するには不適な 期間のことで、輸出先の要件を満たすための業界として の基準です。

WHPは、豪州国内消費向けとして処理するには不適な 期間のことをいいます。

## 農薬(質問⑤)

この項目は過去に農薬を使用した牧草、農作物、ワラ、 穀物、配合飼料などの通常飼料を与えた羊やラムに許 容外の残留がないことを証明するために重要です。答 えが「はい」の場合は、詳細を記入してください。

売買の前60日以内に羊やラムに購入した飼料を与えた場合は、SAFEMEATが保証する飼料の出荷者証明書があり、その証明書によりその飼料が必要とされるすべての休薬期間を満たし、QA検査プログラムにより残留物に関する要件を満たしていることを証明できない限り、この質問には「わからない」と答えなくてはいけません。

ラベルに休薬期間についての記載がない化学薬品を使用した牧草、ワラ、農作物などを羊やラムに与えた場合は、「はい」と答え、詳細を記入してください。

#### 給餌制限(質問⑥)

NVDには、羊およびラムが法律に反する餌を与えられていないことを、管理者が宣言する箇所があります。州法はほとんどの動物性飼料を反芻動物に与えることを禁止しています。

動物性飼料は、動物から得られる組織および血液ならびにそれらをレンダリング処理して得られる飼料原料のことを指します。例えば、肉骨粉、血粉、魚粉、フェザー・ミール(鶏の羽毛を蒸製したもの)などです。これらの制限は、牛脂、ゼラチン、乳製品は含みません。これら飼料に関わ

る制限の詳細については、各州の第一次産業省に照会してください。

いくつかの海外の顧客は、購入する羊肉や内臓が、肉骨粉などの動物性飼料や補助飼料の一部としての牛脂などの動物性油脂を一切給餌されなかった羊から生産されることを要求しています。

# 追加情報(質問⑦)

添付書類の一覧を記入し、添付書類のコピーをNVDの 原本および複写それぞれに添付してください。

#### Part C

Part Cに署名をすることは法的な意味を持ちます。Part A およびPart Bに記載された情報に誤りがあった場合、行政機関は法的な措置を取り、購買者は損害賠償を求めることがあります。署名をする前に、この証明書のすべての内容およびこの説明書を完全に理解しなくてはいけません。

署名をする人が羊やラムの取扱い責任者でない場合は、 Part Cの第2段落は削除され、この書類はNVDとしては 使用できません。

特に家畜商は、羊やラムの取扱いに直接責任がある場合を除き、このセクションの第2段落が削除されていない限り、署名をするべきではありません。

#### Part D

運送業者または家畜商人がこのセクションに記入し署名しなくてはいけません。複数のトラックで羊やラムを輸送する場合は、すべての車両登録番号を記入してください。記入欄が足りない場合は、証明書の原本および複写すべてに添付書類として添付してください。いくつかの行政機関では、輸送の際に各車両にNVDの写しを持つことを定めています。記載された情報に誤りがあった場合、行政機関は法的措置を取ります。このセクションへの記入は南オーストラリア州、タスマニア州、ビクトリア州では任意となります。

ESIの最新情報は、MLAのウェブサイト

www.mla.com.au/esiまたは直接MLAにお電話いただければ入手可能です。

(電話番号: 1800 635 445)